

蒲郡市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年1月9日

蒲郡市監査委員	尾崎隆久
同	壁谷勇司
同	大須賀林

(様式)

措置の通知書 (消防本部)

監査期間 令和7年10月9日から
令和7年11月25日まで

令和7年度蒲監第66号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>〔意見〕</p> <p>消火救助活動や防火防災への啓発の取組みを継続するため慢性的な消防職員の定数割れの解消を図ることに加え、東部出張所の建替移転等にかかる検討にあっては本署との地域バランスを勘案し進めることで安定した地域防災体制の確立に努められたい。</p> <p>〔改善事項〕</p> <p>1 土地の賃貸借契約において、契約者の誤りが見受けられたので、契約書の作成に当たっては細心の注意を払い、法令等、市契約規則及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理をされるよう改善されたい。</p> <p>2 物品の購入において、同業者に分割して発注し、事務の一部を省略するためと疑義のあるものが見受けられたので、事務の執行にあたっては規則及び要綱・要領等を遵守し、適正な事務処理をされるよう改善されたい。</p>	<p>職員数については消防活動や防火啓発活動を支障なく行うための必要人員を安定して確保するため定数及び採用枠の増加に努めることとした。併せて東部出張所については検討委員会を立ち上げ建替移転、または機能集約といった本署、西部との地域バランスを勘案した方向性を見出し安定した地域防災体制の確立に努めることとした。</p> <p>1 土地の賃貸借契約における契約書の作成については細心の注意を払い、法令等、市契約規則及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努めるよう、取扱い職員に指導し、周知徹底することとした。</p> <p>2 物品の購入における事務の執行については規則及び要綱・要領等を遵守し、適正な事務処理に努めるよう、取扱い職員に指導し、周知徹底することとした。</p>